

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	下水道事務所	2系3号送風機 修繕(那覇) (R5)	令和5年 10月2日	15,400,000	大発工業 株式会社	沖縄県宜野湾市伊佐3丁 目13番6号	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項第2号	<p>本修繕対象の送風機は特殊な装置であり、当該装置の分解・組立・取付、そして各部品の交換・調整は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。</p> <p>部品の供給については特殊・専用品であるため、製造メーカーしか供給できず、汎用品的な部品についても、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで装置全体としての性能を発揮できるものであり、そうした部品の適否判断は製造メーカー技術員にしかできない。</p> <p>当該送風機は三菱重工業製であり、当該送風機設備(付帯機器含む)については、三菱重工業(株)から保守点検業務等の業務を引き継いだエムイーシーエンジニアリングサービス(株)が、沖縄県で唯一本業務に対応可能な技術を有する業者として指定する大発工業(株)との随意契約が必要である。</p>	特命随意契約
2	下水道事務所	那覇処理区幹 線管路施設点 検・調査業務委 託(R5)(その 2)	令和5年 12月13日	2,090,000	有限会社中央環境サー ビス公社	沖縄県那覇市字真地157 番地	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項第8号	<p>本件は、一般競争入札により公告したが、再々度の入札においても予定価格以下で応札した者がおらず不落となった。</p> <p>その後、左記根拠法令に基づき随意契約へ移行し、再々度の入札に応札した者全てから見積書を徴収し、予定価格以下かつ最低価格を提示した者と契約を締結した。</p>	

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
3	下水道事務所	温水器及び余 剰ガス燃焼装 置点検整備業 務委託(宜野 湾・具志川・西 原)(R5)	令和5年 12月25日	1,059,300	株式会社 沖縄ボイラエ ンジニアリング	沖縄県那覇市金城 1丁目12番地の22	地方公営企 業法施行令 第21条の1 4第1項第2 号	本点検業務の対象機器は(株)ヒラカワ製であり、当該機器に関する点検整備及び修繕は(株)沖縄ボイラエンジニアリングが沖縄県内で唯一対応できる代理店であるため、(株)沖縄ボイラエンジニアリングと特命随意契約を交わす必要があった。	特命随意 契約